

## 吉川市消費者安全確保地域協議会について（概要）

消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3に規定する消費者安全確保地域協議会は、高齢者や障がい者等の消費者被害を防ぐため地域の関係者が連携した見守りネットワークを組織することが努力義務となった。

消費者安全確保地域協議会の設置については、消費者庁の「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」で示された消費者安全確保地域協議会の構成や実施方法等が類似していることや既存の組織を活用しての設置を促進していることから、現在、市で活動している吉川市要援護者見守りネットワーク事業（以下「ネットワーク事業」という。）と連携し一体化した活動を行うことがより現実的であると判断した。

これに伴い、平成28年4月に吉川市要援護者見守りネットワーク事業実施要綱（以下「要綱」という。）に消費者安全確保地域協議会の機能を兼ねることを明文化して、吉川市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置した。

今後、ネットワーク事業と連携をする中で、協議会が果たす役割と運営等について、概要を下記のとおり示すものである。

### 記

項目	内容
名称	吉川市消費者安全確保地域協議会
事務局	協議会は産業振興部商工課、ネットワーク事業はこども福祉部地域福祉課が所管する。
経緯 (ネットワーク事業との連携から設置に至るまで)	平成20年1月よりネットワーク事業が開始された。この事業は、高齢者や障がい者などの要援護者が安心して日常生活が営めるように、関係事業者が協力して見守り活動（徘徊など行方不明者の場合は発見まで協力を依頼する。）を行うほか、要援護者に何らかの異常があった場合は市へ通報する。連絡を受けた市の担当者や関係機関が実態把握を行い対応する。

	<p>近年、認知症を含めた高齢者などを中心に、消費者トラブルが増加・悪質・深刻化し、被害事例が多く見られている。これらに対応する取り組みが必要となり、ネットワーク事業の活動内容に消費生活被害の未然防止を掲げた。（平成27年11月、ネットワーク事業の協力事業者を一堂に集めた要援護者見守りネットワーク連絡会で合意を図り了承となった。）</p> <p>平成28年4月1日、要綱に消費者安全確保地域協議会の機能を兼ねることを明文化し、協議会の設置とした。</p>
<p>ネットワーク事業における関係機関の対応</p>	<p>高齢者支援、障がい者支援、消費者被害防止に係る公共機関や団体等のうち、ネットワーク事業の趣旨に賛同した公共機関、団体等（以下「関係機関」という。）は、要援護者の異常や問題の情報を得たときは関係機関の連携を図り、解決するための対策を講じる。</p>
<p>ネットワーク事業における協力事業者の活動内容</p>	<p>ネットワーク事業の趣旨に賛同して市と協定を結んだ協力事業者は、通常業務の範囲において、徘徊、虐待、閉じこもり、孤立、消費者被害のおそれがある高齢者・障がい者等の異変や問題に気付いたときは、速やかに地域福祉課や消費生活センター等へ情報提供する。また、被害を未然に防止するための協力依頼があったときは、業務に支障のない範囲において協力する。</p>
<p>協力事業者数</p>	<p>要援護者と係わるか市内を巡回するような事業所（金融機関、医療機関、福祉事業所、運送事業所、宅配事業者、新聞販売店、飲食店、商店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、バス・タクシー会社、電気・水道業等）が対象となっている。</p> <p>平成20年 1月 21事業所〔ネットワーク事業 開始〕</p> <p>平成26年 9月 27事業所</p> <p>平成27年11月 57事業所</p>

	<p>平成28年 4月 60事業所〔協議会 設置〕</p> <p>平成31年 4月 83事業所</p> <p>令和 2年12月 94事業所</p> <p>▶ ネットワーク事業を所管する地域福祉課または地域包括支援センターが事業所へ直接伺い協力を依頼しており、賛同する協力事業者数は年々増加している。</p>
協議会の構成員	<p>協議会は、要綱第5条に掲げる関係機関（公共機関及び団体等）をもって構成する。</p> <p>(1) 吉川市こども福祉部地域福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク事業事務局担当者</li> <li>・民生委員・児童委員協議会事務局担当者</li> </ul> <p>(2) 吉川市こども福祉部障がい福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者支援担当者</li> </ul> <p>(3) 吉川市健康長寿部長寿支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉担当者</li> <li>・地域包括支援センター担当者</li> </ul> <p>(4) 吉川市市民生活部危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理(防犯)担当者</li> </ul> <p>(5) 吉川市産業振興部商工課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会事務局担当者</li> <li>・消費生活相談員</li> </ul> <p>(6) その他市長が必要と認める公共機関及び団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員協議会</li> <li>・地域包括支援センター（第一、第二、第三）</li> <li>・警察</li> <li>・商工会</li> </ul>

	<p>➤ 上記（６）の公共機関及び団体等は、ネットワーク事業における問題解決に取り組む意向を示す同意書を市と交わしているか、総会等の書面に残るかたちで了承している。</p>
要援護者見守りネットワーク担当者（協議会構成員）会議	<p>構成員（上記（１）～（５）の担当者及び（６）のうち地域包括支援センターが、年に数回の会議を開催して情報共有を行っている。</p>
個人情報の提供範囲	<p>消費者安全法第１１条の４で定められた消費者安全確保地域協議会の事務等、同法第１１条の５で定められた秘密保持義務の範囲内で、構成員は、消費者被害の早期発見・未然防止のため、本人の同意がない個人情報であっても共有することができる。</p> <p>ただし、ネットワーク事業の協力事業者には個人情報の提供をしない（上記法令の定め範囲外となり、情報提供をする場合は本人の同意が必要となるため）。</p>
個人情報の取扱い	<p>構成員は、要綱第７条で定められた個人情報の保護を遵守し、吉川市消費者安全確保地域協議会に関する事務の運用について定められた「６ 個人情報の取扱い」に基づき、個人情報の安全管理を図り、適切な管理のために必要な措置を講じる（市例規に基づいて実施する）。</p>
聞き取り・連携情報の集約と情報共有	<p>（１）情報の集約</p> <p>事務局は、次の事項について聞き取りや連携を行った場合は、「情報シート」を作成し、「台帳」に集約する。</p> <p>① 構成員が連携を行った事例に関すること</p> <p>② 繰り返して消費者被害（未然防止を含む。）に遭った者に関すること</p> <p>③ 消費生活相談の相談者で、協議会の構成員からの支援が必要と判断される者に関すること</p>

	<p>(2) 消費者トラブルの把握及び活用</p> <p>頻発している悪質な手口や構成員による連携状況については、個人情報伏せたかたちで要援護者見守りネットワーク担当者会議等で情報共有し、啓発活動に活用することで今後の消費者被害の早期発見・未然防止を図る。</p> <p>➤ 消費者庁は、特定商取引法の措置として悪質な訪問販売や電話勧誘を行っていた業者が利用していた名簿を立入検査で取得し、消費者安全確保地域協議会を設置済みの自治体に提供することができる。</p> <p>現在、協議会では、その「提供リスト（いわゆるカモリストと呼ばれる被害者名簿。）」の提供を受ける予定はない。</p>
--	---

※ 協議会の運用に係る以下の文書等については、別に定める。

- ・ 吉川市消費者安全確保協議会に関する事務の運用について
- ・ 吉川市消費者安全確保地域協議会 聞き取り・連携 情報シート
- ・ 吉川市消費者安全確保地域協議会 聞き取り・連携 台帳
- ・ 吉川市消費者安全確保地域協議会における連携及び継続的支援の解説図